

山口市老人クラブ活動運営費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内の老人クラブが明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を目的として高齢者の生きがいや健康づくりを推進する事業に要する経費について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 単位老人クラブ

次のいずれにも該当する団体であつて、継続的な活動を行うことができる団体をいう。

ア クラブ活動が円滑に行える程度の同一小地域を活動の拠点とし、当該地域のおおむね60歳以上の者が自由に参加できる団体であること。ただし、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ おおむね30人以上の会員で組織した団体であること。ただし、地理的条件、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

ウ 山口市老人クラブ連合会に加盟している団体であること。

エ クラブ活動の運営のため、定期的に会費を徴収している団体であること。

(2) 山口市老人クラブ連合会各支部

山口・徳地支部においては、地区老人クラブにより構成されたものであつて、山口市老人クラブ連合会が認めたものをいう。小郡・秋穂・阿知須・阿東支部においては、単位老人クラブにより構成されたものであつて、山口市老人クラブ連合会が認めたものをいう。

(3) 山口市老人クラブ連合会

山口市老人クラブ連合会各支部により構成されたものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、毎年4月1日において、組織されている次に掲げるいずれかの団体とする。

(1) 単位老人クラブ

(2) 山口市老人クラブ連合会各支部

(3) 山口市老人クラブ連合会

(補助金交付基準及び補助対象事業)

第4条 補助金の交付基準及び補助対象事業は別表1のとおりとし、補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、別に定める期日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 会員数を確定できる書類

(4) その他参考となるもの

(補助金交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、必要により条件を付し、その旨を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による通知を受けたものが補助金の交付を請求するときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、補助金を交付する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、当該事業終了後、速やかに活動報告書及び決算報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、山口市老人クラブ活動運営費補助金交付要綱（山口市制定）、小郡町老人クラブ運営費補助金交付要綱（小郡町制定）の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(補助金交付基準の特例)

2 地区老人クラブ連合会に対する補助金のうち、山口支部地域活動補助金については、平成19年度に限り第3条別表2の規定にかかわらず8万円以内を交付基準とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(補助金交付の特例)

2 編入前の阿東町の区域については、平成22年4月から適用し、平成21年度についてなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(補助金交付対象の特例)

2 別表2（第3条関係）の表中、（3）単位老人クラブに対する補助金の加算の対象となる会員数は、平成29年度に限り、第4条に規定される期日までになされる補助金の交付申請日現在の会員数とする。

3 平成29年4月2日から平成30年3月31日までの間、新たに組織された単位老人クラブには前項の規定は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助金の種類 (対象事業)	交付基準
(1) 山口市老人クラブ連合会に対する補助金	
活動費補助金 (一般事業) ・ 社会奉仕活動 ・ 教養講座開催等 ・ 健康増進事業等	1,164,000円以内+72円×会員数
活動費補助金 (特別事業) ・ 老人クラブの活動別リーダーの育成事業 ・ 女性役員・リーダーの育成事業 ・ 外部からの指導者・協力者の招聘促進事業 ・ 高齢者と他世代との交流促進事業 ・ 会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業 ・ 老人クラブの広報・加入促進事業 ・ 高齢者に関する情報提供・相談活動 ・ その他、地域の特性を活かしたモデル的な活動促進事業	1,164,000円以内
活動費補助金 (ICT活用推進事業) ・ ICT講座開催 ・ ICTリーダー育成事業 ・ その他、ICTを活用した各種事業	500,000円以内
山口市健康づくりふれあい大会にかかる補助金	1,800,000円以内
山口市健康増進老人福祉大会にかかる補助金	1,800,000円以内
(2) 山口市老人クラブ連合会各支部に対する補助金	
育成費補助金 山口市老人クラブ連合会山口支部 山口市老人クラブ連合会小郡支部 山口市老人クラブ連合会秋穂支部 山口市老人クラブ連合会阿知須支部 山口市老人クラブ連合会徳地支部 山口市老人クラブ連合会阿東支部 ・ 山口市老人クラブ連合会各支部の運営 ・ 地区老人クラブ連合会・単位老人クラブ連合会の指導・育成	1,500,000円以内 550,000円以内 450,000円以内 500,000円以内 550,000円以内 550,000円以内
(3) 単位老人クラブに対する補助金	
活動補助金 ただし会員が、15人未満のもの 61人以上のもの 91人以上のもの ・ 社会奉仕活動 ・ 教養講座開催等 ・ 健康増進事業等	3,880円以内×運営月数 (※) 1,000円以内×運営月数 20,000円加算 40,000円加算

(※) 運営月数とは実際に具体的な活動があったかどうかではなく、単位老人クラブとして活動が行える状態にあった月数をさす。